

但宗旨改等請候節、一己ニ而證文差出候醫師も、本文同様ニ心得候而宜敷御座候哉、

御書面并但書共、御書面之通ニ而、振候儀相見不申候、

〔明良帶錄新益〕減祿

醫師の家督後、幼年の醫術修行中は、減祿被仰付、醫術成熟の上被召出節元高に被成下、修行中減祿ニて相勤可申旨、備前守殿御書付、輕き者養子の儀、由緒の品により被仰付來候處、元來延寶以前被仰出候、御四代目の内に被召抱候者の二半場と唱候向へ、役替小普請入等も相濟候者は、右御代官被召抱之故、向後養子可被仰付事、

〔白河侯傳心錄〕一醫者之義、御先代は、親々取來候知行、不相替家督被仰付趣に候得共、我等存候には、醫者と申ものに、先祖の武功も無之、業ニ而取たる充行に候得ば、其業の善惡ニ而充行も増減すべき事、理の當然に候、親が功者ニ而、子が不功者成も候、功者不功者をゑらみて、知行を可遣候、依之以後は、家督の時、知行をへし可申候、是却而醫者共の勵みに相成候、なまじい親の知行にて暮に足候得ば、術に精を不出候、暮に手支ひ候得へば、在町をかけ廻り、廣く療治を致し候、而骨を折申候、位牌知行取候醫者は、勞をせざる故、いつ迄も下手に而候、官醫はとかく身を高ぶり、輕きもの、療治を等閑に致と被存候、こわき役人の所へは毎日も見舞、輕き者の所へは見舞も遠く、藥も上向の分、或は家老共の家内の分は、手づから調合し、其餘は弟子にまかせ、配劑帳にて、投やりに調合致遣申事有之と承候、醫は仁の術に候へば、左様ニ、上下親疎の隔を可致事ニ而ハ無之、却而輕き者をいつくしみ、藥を遣候上に、食類をも心を付、是をも捨て、給させ、力付候様に致而、藥を遣すより、功驗も有之事に候、小身ニ而は、人參等之不廻りにて、補遣す事、不行届も有り、左様の時は、役人と申談候而、無手支補養届候様、實義を專と可致事ニ候、又わるく心得候而ハ、主人の機嫌を取り、奥向へ出入候而は、奥方始女中共の心に應じ、咄を致かけ杯する事、伽の者に似より